

II 信用金庫年金のしくみ

Q2 加入期間10年以上または55歳以上で退職した場合の給付内容を教えてください

A2

当基金から基本年金のほか、DB加算年金とCB加算年金が支給されます。CB加算年金は一時金で受けることもできます。

基本年金

支給開始年齢:「代行部分」は国の老齢厚生年金の支給開始年齢から、「付加部分」は退職していれば60歳から支給されます。
支給期間: 終身支給されます。

DB加算年金 <確定給付年金(Defined Benefit Plan)>

支給開始年齢: 退職していれば60歳から支給されます。
支給期間: 終身支給されます。15年間の保証期間*がついています。

CB加算年金 <キャッシュ・バランス・プラン(Cash Balance Plan)>

支給開始年齢: 退職していれば60歳から支給されます。また、支給開始年齢は最長70歳まで繰下げることができます。
支給期間: 5、10、15、20年より選択でき、年金の支給期間が保証期間*となっています。CB加算年金の全部または一部(25、50、75%)を一時金で受けることもできます。

代行部分の支給開始年齢

生年月日	支給開始年齢
男性S24.4.2～S28.4.1 女性S29.4.2～S33.4.1	60歳
男性S28.4.2～S30.4.1 女性S33.4.2～S35.4.1	61歳
男性S30.4.2～32.4.1 女性S35.4.2～37.4.1	62歳
男性S32.4.2～34.4.1 女性S37.4.2～39.4.1	63歳
男性S34.4.2～36.4.1 女性S39.4.2～41.4.1	64歳
男性S36.4.2以降 女性S41.4.2以降	65歳

* 受給者の生死に関わらず給付が保証される期間。年金を受ける前や年金受給中でも、保証期間内に亡くなった場合、残りの期間分の年金の給付原資を遺族に一時金で支給します。

年金受取のパターン

60歳で退職した場合



資格喪失 (退職)

